

## 浪江町農業委員会総会議事録 (令和4年9月定例会)

1 開催日時 令和4年9月20日(火)午後1時30分から午後2時37分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員(9人) 欠席委員(3人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(欠)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	5番	鈴木 幸子	(欠)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(欠)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(10人)

浪江地区担当	和泉 亘	津島地区担当	木幡 一郎
幾世橋地区担当	安部 正之		
大堀地区担当	桑原 泉		
大堀地区担当	遠藤 定郎		
大堀地区担当	小野田 浩宗		
苅野地区担当	高田 秀光		
苅野地区担当	横山 良男		
苅野地区担当	藤田 一宏		
津島地区担当	関場 健治		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	6件
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について	1件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	2件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(貸借権設定)	1件
議案第5号	農地利用集積計画の策定申出にかかる承認依頼に対し審議の件	1件
議案第6号	農業委員の欠員補充について審議の件	1件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長岡 秀樹
事務局係長	半杭 めぐみ
副主査	早川 翔大

- 議長 それでは、只今より9月定例会を開会いたします。  
ただいまの出席委員数は9名でございます。また、推進委員数は10名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議を始めます。  
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり2番鈴木委員および11番神長倉委員をお願いいたします。  
それでは、議案の審議に入ります。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転1番について、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、・・・番・・・委員の退席を求めます。暫時休議いたします。  
(・・・委員退席)  
再開いたします。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転1番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明します。(議案書にて説明)
- 議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。
- 高田推進委員 はい。室原担当の高田と申します。9月19日午前10時に・・・さんと面談をいたしました。お話を聞いたところ、・・・さんが所有している田んぼの隣に、・・・さんの田んぼがあったため、・・・さんの方に売買を申し込んだところ今回の契約に至ったということです。譲受人の営農状況につきましては、・・・さんは配管工業を営みながら震災前から営農をしていました。現在は復興組合の一員として活動していて問題はないと思っています。農機具等は、トラクターを所有しており十分管理が出来ると思います。今後の営農計画ですが、・・・地区はまだ解除になっていないので、今後のことについては集落の人と話をしながら進めて行きたいという話です。・・・の方に購入した所で、今はイチジクの栽培をやっているそうです。・・・さんは営農に対して積極的な姿勢で、性格も温厚で人として何ら問題ないという風に思います。  
譲渡人の・・・さんは、去年、お父さんが亡くなったので、遺産相続で農地等を取得したんですが、現在、・・・さんは・・・の方で生活しているので、こちらの方は出来ないという事です。・・・さんからお話があったんで売買する話になったそうです。よろしくご審議ください。
- 議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第1号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転2番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

安部推進委員 幾世橋地区担当の安部です。譲渡人の・・・さんと、譲受人の・・・さんには9月12日電話にて確認しました。・・・さんの畑のなかに、・・・さんの畑が混在しており、農業するのに不便なので、整理したい旨を・・・さんの方に話したところ、今回の申請に至りました。・・・さんは震災前から野菜類をいろいろ耕作しておりました。農機具についても機械を所有しておりますので特に管理は問題ないかと思えます。今回、譲り受けました畑についても野菜等を栽培していくとのことですので。特に問題ないかと思えますので審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。  
ここで・・・番・・・委員の入室を認めます。  
暫時休議いたします。  
(・・・委員入室)  
再開いたします。  
つづきまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転3番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

桑原推進委員 大堀地区担当の桑原です。9月11日に・・・さんと・・・さんから電話で確認が取れたのでご報告いたします。申請の内容は、農地と山林の交換ということです。話自体は震災前から進めていきましたが農地の申請は今回に至ったということです。農地の管理方法なんですけど。・・・地区、来春に帰還困難区域が解除される予定ですが、その後3年間は保全管理作業と成りますが、保全管理作業は復興組合にお願いしておりますということでした。営農再開につきましては、今後、地域の人たちと話し合いを行い進めて行きたいということでした。地域の調和につきましても、地域の人達と話を進めて行きたいということでしたので問題ないと思えます。以上です。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第1号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件所有権移転4番及び5番について関連がありますので一括審議にしたいと思います。

ご異議ありませんか

(異議なしの声)

異議なしの声がありました。

それでは、農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転について4番及び5番を一括審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員からの説明ですが、体調不良のため欠席しますと連絡があったため、事務局から聞き取り内容の代読となります。事務局の説明を求めます。

事務局 はい。和泉推進委員より確認内容をお預かりしましたので代読させていただきます。議案1-4 議案1-5について、・・・さん及び・・・さんに電話で確認を取りました。申請理由は、・・・さんと・・・さん共に、自宅近くの畑・田んぼで営農をしたいため、農地の交換をするための所有権移転の申請を行う経緯に至ったということです。営農状況については、・・・さんは現在、自己所有地のみを管理されているということです。・・・さんは、自己所有地については復興組合に保全管理を委託しているということです。今後の営農計画については、それぞれ所有権移転した農地について、稲作及び畑の作付けを毎年継続して行っていくと仰っていました。近隣との調和については、農道・水路の管理において、地区の組合と積極的に協力をして行っていくということです。特に問題は無いと思しますのでよろしく申し上げます。以上代読を終わります。

議長 事務局の説明が終了しました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決はそれぞれ起立により行います。まず4番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第1号4番に原案のとおり承認を与

えます。  
つづきまして議案第1号5番の採決を行います。採決は起立により行います。5番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第1号5番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転6番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

安部推進委員 はい。幾世橋地区担当の安部です。譲渡人の・・・さんは、高齢のため、同居している・・・さんに電話にて申請について確認しました。申請人の・・・さんが高齢で農地を管理していけないということで、娘さんの方へ生前贈与するという事です。農地につきましては、荒らさないように管理して行くということで話を伺っております。・・・さんに付きましても問題ないかと思われます。よろしく申し上げます。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第1号6番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について、及び議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転1番について関連がありますので一括審議にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありました。

それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について、及び議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転1番について一括審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議案書ページ3-10をご覧ください。事業計画変更及び転用の申請地はページ中央の赤で囲まれている農地となります。こちらは、2月定例会にて許可相当とされ、6月8日に県で許可されております、復興牧場用地における追加の転用となります。追加となった経緯につきましては、ページ2-2の4番にありますとおり復興牧場事業に賛同いた

できていなかった所有者から、協力していただけることになったため、当初の事業範囲より区域が拡大するためとなります。それに伴い新たに事業計画の範囲となった農地について、5条の許可申請の提出を受けております。

農地の種別としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にあたることから、2種農地に該当すると考えます。本案件は先に許可を受けた計画に用地が追加になるものであり、1種農地の不許可の例外である既存施設拡張事業に該当しますので立地基準は問題ありません。

次に一般基準ですが、資力を証する書類ということで、申請者より予算書抄本の提出を受けており問題ないことを確認しています。

その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。

本案件は当委員会が権限移譲されていない案件であり、福島県知事が許可権者となりますので、承認いただいたのち、福島県農業会議の意見及び当委員会の意見を付して、県へ進達いたします。以上となります。よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

安部推進委員 幾世橋地区担当の安部です。譲渡人の・・・さんと・・・さんには9月13日電話にて確認しました。この用地につきましては、予定地として当初反対しておりましたが、町の事業でもありますし、協力しますということでした。譲受人の・・・さんについては、・・・係の・・・さんに現地確認の時にお話を伺いました。大規模酪農復興牧場、当初は賛同して頂けませんでした。今回賛同して頂くことになり用地の拡大が見込まれることになりました。大規模復興牧場の詳細につきましては、現地確認の時と図面などで確認しました。特に問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

中野委員 9月14日の午前に事務局・委員長並びに安部さんと現地確認いたしました。復興牧場の中で、以前賛同を得られなかった3筆ですね。これが協力を頂けるということで、当日は、役場の・・・課の・・・さん、・・・さんに現地を案内して頂き説明を受けました。広い面積の中で今まで現地調査をしたなかで、こんなに歩いたという事は無かったです。木は切っており、切り株があって、大変歩きづらい状態でした。今回問題ないかと思えますのでよろしく申し上げます。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決はそれぞれ起立により行います。まず議案第2号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第3号1番の採決を行います。採決は起立により行います。議案第3号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第3号1番に原案のとおり承認を与えます。

許可相当として、県に進達いたします。

つづきまして議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転2番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。(議案書にて説明)

ページ3-28をご覧ください。当該農地は、ページ中央の赤丸で囲んである、浪江インターチェンジ付近の畑となっております。農地の種別としましては、高速道路入り口からおよそ300m以内にある農地であり、公共施設至近距離区域内農地とされるため、3種農地に該当します。3種農地の転用は原則許可とされているため、立地基準を満たしております。次に一般基準ですが、資力を証する書類ということで、申請者より残高証明書の提出を受けており問題ないことを確認しています。

その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。

本案件は当委員会が権限移譲されていない案件であり、福島県知事が許可権者となりますので、承認いただいたのち、福島県農業会議の意見及び当委員会の意見を付して、県へ進達するようになります。以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高田推進委員

はい。室原担当の高田と申します。譲受人の・・・株式会社総務の・・・さんと9月14日電話でお話をさせて頂きました。・・・さんは昭和26年6月に・・・商会として創立されました。創立71年という事で創業が長いんですが、仕事としては、・・・の原発関係とかドローンの許可を持ってらっしゃる、そういったかたちで今回浪江の方に進出したのかなと思います。・・・がなぜ浪江の工業団地に作らないで・・・の高速の所を選んだのか。高速道路のインターに近い。114号線が走っている。これが決め手で選んだ。そういう風に書いてあります。私もそう思います。復興を考えれば、農業だけではなくこういった土地の使い方もあるんじゃないか、利点を生かした土地の利用。農業も大事だとは思いますが、人が居ないのでこういうのも良いのではないかと思います。今回の申請に問題は無いかなと思っております。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明ですが、申請地が帰還困難区域内の農地となるため、申請者からの写真の提出に代えさせていただきます

す。  
事務局、地元推進委員の説明が終了しました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)

質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)

起立多数であります。よって議案第3号2番に原案のとおり承認を与えます。  
つづきまして、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。(議案書にて説明)  
ページ4-22をご覧ください。申請地はページ中央部の赤で囲まれている田んぼとなります。農地の種類としては、農用地区域内農地となります。農用地区域内農地ですので、原則転用はできませんが、3年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合、不許可の例外として認められることとなっております。転用の期間については議案書ページ4-17をご覧ください。「(3)事業の操業期間又は施設の利用期間」の欄に記載のとおり、許可日から7か月間であり立地基準を満たしております。次に一般基準ですが、資力を証する書類ということで、申請者より予算書抄本の提出を受けており問題ないことを確認しています。その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。本案件は、3,000㎡以下の一時転用であることから、当委員会が許可権者となります。以上となります。よろしくお願ひします。

議長

つづきまして、地元推進委員からの説明ですが、体調不良のため欠席しますと連絡があったため、事務局から聞き取り内容の代読となります。事務局の説明を求めます。

事務局

はい。和泉推進委員から聞き取り内容をお預かりしておりますので代読させていただきます。9月14日現地調査の際に、役場・課・係の係長と担当のさんから聞き取りをしました。町の維持管理負担軽減のため、の農業集落排水を公共下水道に接続する工事をするために、農地を一時転用して使用したいという内容でした。設定人については、昨日までに電話で聞き取りを行っております。全員、面積も少なく特に問題なく町にお願いしているというお話でした。また、設定人のうち、さんがの復興組合の組合長をされていまして、今回の申請地は組合が保全管理をしている農地ですが、今年度の作業は既に終わっているとのことでしたので、補助事業には影響はないとお話でした。工期が延びないように計画通りにやっただけ



れば特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。代読は以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

小澤委員 6番です。9月14日、今説明がありました通り、16日の日、副会長、推進委員の和泉さん、委員として9番、6番。当日、具体的には・・課・・さんの方から工事の内容等について説明を受けました。内容的には説明がありました通り、水路工事の一時転用の申請でありまして、。なおかつ工事終了後に元に戻すという内容になっております。ので、特段問題ないという風に考えますので、よろしくご審議の程お願いします。以上です。

議長 事務局、現地調査委員の説明が終了しました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって、議案第4号1番に原案のとおり承認を与えます。  
つづきまして、議案第5号農用地利用集積計画の策定申出にかかる承認依頼に対し審議の件について、事務局から説明をお願いします

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議長 事務局の説明が終了しました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって、議案第5号に原案のとおり承認を与えます。  
暫時休議いたします。  
再開いたします。  
議案第6号農業委員の欠員補充について審議の件について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議長 事務局の説明が終了しました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)

質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第6号に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了いたしました。

令和4年9月20日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後2時37分

議長 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 番

\_\_\_\_\_ 番